

## 第5章 免許状の出願

### 1 出願書類の作成

(1) 書類は、免許状の出願一件ごとに作成しなければなりません。ただし、次の場合には書類の一部を省略することができます。

2以上の免許状の書き換えの出願をする場合において、必要とする戸籍抄本は出願件数にかかわらず1部提出すれば足りるものとします。

(2) 各証明書等の書類は、出願日前3ヶ月以内に発行されたものでなければなりません。(3ヶ月を超えた証明書を提出する場合は、事前に義務教育課に相談願います。)

### 2 手数料

(1) 手数料の額は、それぞれ次のように定められています。

出 願 の 種 類	手 数 料 の 額 (単位:円)		
	授 与	検 定	書 換 再交付
普通免許状の(再)授与	3,300	—	—
検定による普通免許状の授与	3,300	1,700	—
特別免許状の授与	3,300	1,700	—
臨時免許状の授与	1,800	1,700	—
免許状の書換	—	—	1,000
免許状の再交付	—	—	1,200
普通免許状の新教育領域の追加	3,300	—	—
普通免許状の検定による新教育領域の追加	3,300	1,700	—
臨時免許状の新教育領域の追加	1,800	1,700	—

### (2) 手数料の納付方法

手数料は、所定額の**福島県収入証紙**を教育職員免許状授与願等の貼付欄に貼付する方法により納付します。(消印はしないこと。)